

○甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議設置要綱

(設置)

第1条 甲斐市の将来を担う人材育成を目指し、特色ある教育の推進を図るため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく甲斐市における教育振興基本計画として創甲斐教育推進大綱（以下「推進大綱」という。）を策定するに当たり、広く市民、教育関係者及び有識者等の意見や提言を反映させることを目的として、甲斐市創甲斐教育推進大綱策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進大綱策定のための基本的事項の審議
- (2) 推進大綱の計画案の策定
- (3) その他推進大綱策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 自治会連合会役員代表者
- (2) 社会教育委員代表者
- (3) 民生委員・児童委員代表者
- (4) スポーツ推進委員代表者
- (5) 青少年育成関係団体代表者
- (6) 学校長代表者
- (7) 市PTA連絡協議会代表者
- (8) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から推進大綱の策定が終了するまでの間とする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定会議に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 計画の策定に必要な基本的事項を調査研究するとともに、事業の推進体制の整備を図るため、策定会議に関係部署の職員等で構成する推進大綱策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

2 プロジェクトチームの委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育委員会事務局の教育部長、課長及び指導監

(2) 市立図書館長及び市立幼稚園長

(3) 企画政策部秘書政策課長

(4) 創甲斐教育推進事業を実施する所管課長

(5) 市立保育園長代表者

(6) 市立小中学校教頭会代表者

3 プロジェクトチームの委員長は、教育部長とする。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

5 プロジェクトチームの会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「策定会議」とあるのは「プロジェクトチーム」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 策定会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課内において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日教育委員会訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日教育委員会訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日教育委員会訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。